

目立つ販売額の伸び率低下

昭和五十七年度の商業統計調査がまとまりましたので、お知らせします。これは三年ごとに実施される国の指定統計調査で、調査基準日は昨年六月一日現在です。白根市の商業の姿は、次のようになっています。

調査結果を全体的に見ると、商店数は前年（五十四年）に比べ二十九店の減少。従業員数は前年比〇・六％増とわずかな伸びにとどまっています。

年間販売額は五百四十四億二千六百五十九万円で、前年比六・一％の増加となりましたが、前年伸び率の五九・一％を大きく下回っています。

今回の調査では、販売額の伸び率の低下が目立ちます。年平均伸び率が一〇％を下回る八・七％で四十五年から四十七年の年平均伸び率五・七五％に次ぐ低い率となっています。

このことは、五十五年からの成長時代が徐々に浸透してきていると同時に、消費流通の変化、多様化が表われてきているものと思われれます。

また、小売業にあつては、自動車販売を除き、商店数の減少傾向が見られ、特に、食料品小売業、織物衣服身の回り品小売業は前年比の一〇％台の減少を見せています。これらの傾向は従業員規模一人一人の店で顕著で、今後、後継者問題を含め生業店、兼業店のあり方について考えていく必要があるようです。

次に、商店数、従業員数、年間販売額について具体的に見てみると……。

商店数

めた商店の総数は、七十七店、五十四年度の八百六十六店から二十九店減少し、五十一年から五十四年に増加した六十一年対し、その半数が減少したことになり、前年対比は三・六％の減です。

分類別では小売業（飲食、卸業を除く）が、自動車・自転車業の他はすべて減少傾向を示しています。これらを従業員規模から見ると一人から二人の事業所の減少が四十六件で、小規模店の減少が目立ち厳しい商業環境を反映しています。卸売業は三店の増加。飲

食店では九・八％の高い増加率で、競争激化の様相を示しています。

従業員数

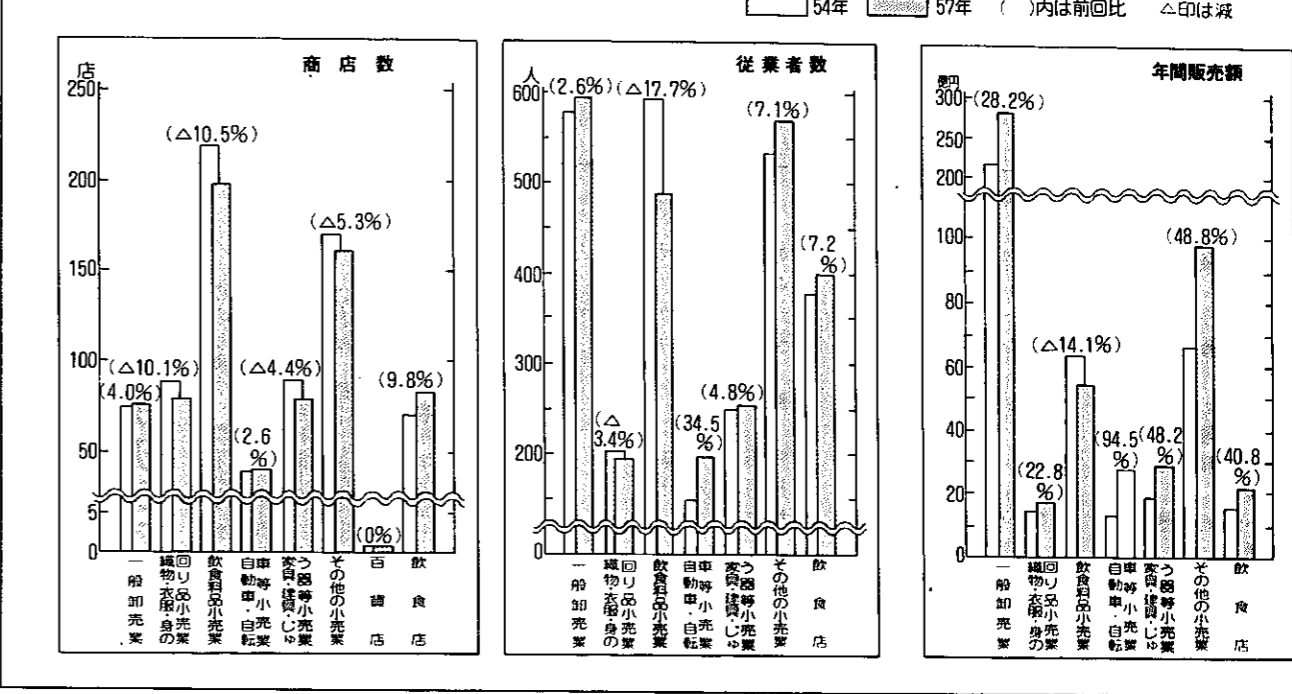
全体では四十三年度から増加傾向を示していますが、今回は〇・六％の低い伸び率にとどまり、これらは店舗数の減少が大きく影響していると思われれます。

分類別では、小売業の食料品業が一七・七％、百五人の減。織物衣服身の回り品業が三・四％、七人減っています。その反面、増加したのは、自動車・自転車業で三四・五％、五十一人となつています。

年間販売額

分類別にみると卸売業が二百七十九億八千九百九十九万円で全体の五一・三％を占めてトップ、次いで、飲食店を除く小売業が二百四十四億一千三百六十三万円で、全体の四四・八％です。しかしながら伸び率ははいずれも前年を下回っています。飲食店は三十一億八千三百万円で全体の三・九％で、伸び率は四〇・八％（前年九・三％）の大幅な増加です。

業種別商店数・従業員数・年間販売額の比較



新しい議会の人事決まる

議長に田辺さん 副議長に小林(金)さん

改選後、はじめての臨時市議会が五月十二日に開かれ、監査委員の選任や市税条例の一部改正など三議案を審議。いずれも原案どおり同意・承認・可決されました。また、正・副議長と、各委員会の委員も決まりました。

新しい議会の人事は、次のとおりです。
(敬称略)

【社会建設常任委員】(九人)

- 委員長 五十嵐信雄
副委員長 小林 仁市
外山儀三郎 狩谷 松雄
星野 功 熊倉 誠太
遠藤孝六郎 五十嵐仁一郎
石塚吉太郎

【産業企業常任委員】(八人)

- 委員長 河内 新平
副委員長 星 弘
川田 福治 山田 佐平
松澤 義夫 細井 五郎
高野 行夫 上杉 正

【議会運営委員】(八人)

- 委員長 小野 忍
副委員長 川村 一六
川田 福治 外山儀三郎
五十嵐信雄 星野 功
細井 五郎 小柳 安衛

所属会派を

お知らせします

▽政友クラブ(十六人)

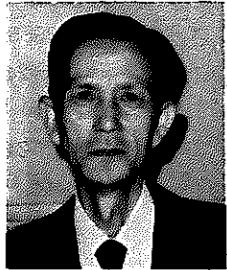
五十七年度一般会計の歳入、歳出にそれぞれ一千五百万円を追加予算総額は六十五億九千四百四十万円となりました。

承認・同意・可決

された議案

表彰おめでとうございます

庭山さんが総理大臣表彰



全国物価統計調査の優秀調査員として、庭山 弘さん(五十六の町・六十二歳)が内閣総理大臣から表彰されました。庭山さんは、昭和四十二年から物価統計調査をはじめ各種の統計調査の調査員を勤めてこられ、今回の表彰となったものです。

市税条例の一部改正

監査委員に細井五郎さん
議会選出の監査委員に、細井五郎さんが選ばれました。

主な内容は、特別交付税の増額や法人市民税の収入増など歳入の伸びから、一千五百万円を補正したものです。

個人市民税については、低所得者層の税負担に配慮するため、引き続き五十八年度においても所得割の非課税措置を継続するほか、在宅特別障害者の介護などに配慮するため、同居の特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の特例が設けられました。

法人市民税の均等割については、最近の物価水準などの推移、地域社会との受益関係などを勘案して税率の調整が行われました。

固定資産であるマンションなどの共用土地については、一般の共有土地とは性質を異にしていることから、連帯納税義務の規定を排除し、共用土地の持分割合によって按分した額を納めてもらうことになりました。

電気を動力源とする軽自動車税については、大気汚染防止や公害対策の見地から、その普及促進をはかる必要があるとして、適用期限を二年間延長し、税率を条例で明確にしました。

市たばこ消費税については、小売価格が改定されても、直ちにたばこ消費税の額に反映されないことや、値上げ後の買い控えなどから、たばこ消費税の税率減になることが予測されます。このため、たばこの完渡し本数に一定の調整率を乗ずることにしました。